

環境課からののお知らせ

ごみ収集は12月31日(水)から新年1月4日(日)が休みです

年末年始の収集日は次のとおりとなります。
可燃ごみの収集が「水・土の地区」は、年末から年始にかけての収集間隔が長くなるため、**12月30日(火)に特別収集**を行います。

また、年末年始はごみの量が多く、収集の時間帯がいつもとは大きく異なる場合があります。
午前8時までにごみステーションに出すようにしてください。

可燃ごみの収集		
収集地区	年 末	年 始
月・木の地区	12月29日(月)まで	1月5日(月)から
火・金の地区	12月30日(火)まで	1月6日(火)から
水・土の地区	12月30日(火)特別収集	1月7日(水)から

カン・金属類の収集	
収集地区	変更日
第1・第3木曜日の地区	1月15日(第3木曜日)のみ収集
第1・第3金曜日の地区	1月16日(第3金曜日)のみ収集
第1・第3土曜日の地区	1月17日(第3土曜日)のみ収集

ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集	
収集地区	変更日
下島、久枝(開田を除く)、前浜	1月1日(木)→1月5日(月)
立田	1月2日(金)→1月6日(火)
田村(南国バイパス以北)	1月3日(土)→1月7日(水)
田村(南国バイパス以南)	1月3日(土)→1月7日(水)

ダンボールの収集	
収集地区	変更日
第1・第3木曜日の地区	1月15日(第3木曜日)のみ収集
第1・第3金曜日の地区	1月16日(第3金曜日)のみ収集
第1・第3土曜日の地区	1月17日(第3土曜日)のみ収集

① 冬の準備はできましたか？
② 暖房器具を使う前に室内着や工夫しましょう。ソックスや

省エネのコツ

① ファンヒーターの設定温度は、20℃を目安にしましょう。また、ファンヒーターを消した後も室温は急に下がらないので、外出前や就寝前には早めに消しましょう。消し忘れの防止にもなります。

③ 年明けは、1月5日(月)から平常どおり業務を始めます。年末年始のし尿のくみ取りは、市環境センターは、12月30日(火)から1月4日(日)まで休業します。

業者名	所在地	電話
(有)香南衛生社	大浦乙	864-2517
(有)南国衛生社	東山町	863-3531
(有)南国清掃	岡豊町	866-2432
㈱浄化槽センター	下末松	863-5117

日	月	火	水	木	金	土
	1 (第1・月)	2 (第1・火)	3 (第1・水)	4 (第1・木)	5 (第1・金)	6 (第1・土)
7	8 (第2・月)	9 (第2・火)	10 (第2・水)	11 (第2・木)	12 (第2・金)	13 (第2・土)
14	15 (第3・月)	16 (第3・火)	17 (第3・水)	18 (第3・木)	19 (第3・金)	20 (第3・土)
21	22 (第4・月)	23 (第4・火)	24 (第4・水)	25 (第4・木)	26 (第4・金)	27 (第4・土)
28	29	30	31			

12月の第〇・〇曜日の参考

③ 暖かい部屋で家族みんなと一緒に過ごせば、省エネになります。

カーディガンは、体感温度を上げてくれます。暖かい部屋から寒いところに移動したときなどに起こりやすい「ヒートショック」の防止にもなります。

※お問い合わせは、環境課 (☎880-6557) まで

市街化調整区域における開発許可の規制緩和について

南海トラフ地震から県民の命を守ることや、県外からの移住を促進することを目的として、「津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築」、「市街化調整区域の空き家の賃貸」について、高知県開発審査会へ付議し、審査会の議決を経たものは認められることになりました。

開発審査会へ付議するための目安

津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築 (一部抜粋)

- 対象者
 - ◎避難行動要支援者名簿に登録されていること
 - ◎津波浸水予測区域内の本人、または同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日(平成24年12月10日)以前から居住していること
 - ◎津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと
- 転居先
 - ◎津波浸水予測区域外であること
 - ◎津波浸水予測区域公表日以前から本人、または3親等内の親族が所有する土地(同一市町内の転居は購入した土地も可)であること
 - ◎専用住宅に限る(ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可)
 - ◎敷地面積は500㎡以内であること

市街化調整区域の空き家の賃貸 (一部抜粋)

- 建築物
 - ◎都市計画法および建築基準法を満たしていること
 - ◎10年以上適正に使用した後空き家になっていること、または築主の死亡など、真にやむを得ない理由で空き家になっていること
 - ◎昭和56年5月31日以前の建築物は現在の耐震基準を満たしていること
- 借主
 - ◎津波浸水予測区域からの転居
 - ◎県外からの移住
- 賃貸後の用途
 - ◎専用住宅(業務用の使用は認められません)



*上記は、あくまでも開発審査会へ付議するための目安であり、個別の案件ごとに資料などを基に判断することになります。詳しくは、県土木部都市計画課のホームページをご覧ください。

高知県開発審査会

- 組織 / 都市計画法第78条第1項に基づいて設置され、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生、行政に関する学識経験者など7名の委員によって構成されています。
- 事務 / 市街化調整区域における開発行為および建築(建設)行為で開発審査会の議を経ることとされているものの審査などを行います。
- 開催時期 / 原則、3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。

*本規制緩和は、南国市、香美市、いの町の市街化調整区域が対象となります。(中核市である高知市は除かれます)

※お問い合わせは
高知県土木部都市計画課 (開発指導担当)
☎823-9849
☎823-9349
南国市都市整備課建築部計係
☎880-6558まで